

# 道路・河川の権限移譲について

平成20年11月26日

全国知事会

# 11 / 19 「地方分権改革の推進と地方財政の確立に向けて」(全国知事会)

「制度的保障のもとに、複数の都道府県の連携による対応なども踏まえ、**移譲可能な道路・河川の範囲を、更に、大幅に広げるべき**である。」

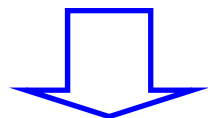
## 道路・河川の個別協議の状況について

### 進捗状況(11/12時点)

国交省から協議対象の提示があった段階	4県
個別の道路・河川の協議中	43県
国交省との協議を終え、県内部での最終検討中	0県

### 国土交通省**基準を超えた道路・河川**を協議対象としている都道府県数

道路	14県
・「人口30万未満都市の連絡路線」の基準で新規対象となった道路	10県
・国土交通省から分権委員会に提示されたことがない道路	5県
河川	7県



一方、なかなか、協議が進展しないのは……

## 各都道府県の懸念・不満事項

### 不明確なこと

- ・将来の整備事業費に対する財源確保の担保
  - ・交付金の対象範囲・期間・配分方法等
  - ・人員・資機材の確保、そのための財源措置、大規模災害時の国の対応
  - ・法制上の位置付け(移譲後は、1級河川か2級河川か)
- 事業採択のイニシアチブは依然国に残る
- 現在の財源措置がどうしても不安材料に・・・
- ・国と地方の維持管理経費の圧倒的格差
  - ・実需に満たない交付税措置(河川:約3割、直轄国道:約8割)

### 都道府県

- ・決断に必要な情報・前提条件が不足
- ・「県別」ではなく、「全県共通する枠組・制度的保障」が必要

## 5 / 28 第1次勧告

「**地方税財政の問題については**、当委員会としては、**第2次勧告後に包括的な検討を行い、勧告する予定**」

「**直轄国道については**、…要件の(2)及び(3)を見直す。当面、これらの要件について、…、…、…、…の4種類の区間に該当するものについては、…**財源等に関して必要な措置を講じたうえで**、…、原則として都道府県に**移管**する。

個別の対象道路については、**地方自治体との調整**を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る。」

## 6 / 20 分権推進要綱(第一次)

「第1次勧告の方向に沿って移管」

勧告の「地方自治体との調整」の表現が、「関係地方公共団体と調整」に変更

## 7 / 25 国土交通省と意見交換

「私どもは政府の一員だから、**推進要綱に従って進むしかない**」

「必要な事業費、組織・人員が権限と一緒に移譲されるかは、**国土交通省だけでは答えられない**」

## 9 / 17 三省合意

「**時限的な措置として、個別の箇所に対応した直轄事業における国負担率並みの交付金等の国による財政措置を検討**」

## 10 / 3 国土交通省へ申し入れ

・移譲の範囲は国土交通省提示の基準に縛られることなく幅広いものとし、地域実情を踏まえ…調整・協議すること

・人員・資機材の移譲・確保方策、大規模災害への対応に関する今後の具体的な協議のスケジュール・方法を示すこと

・将来の整備が必要な道路・河川に関し、財政措置の対象となる事業費の積算のあり方を示すこと